

京都市交通局管理規程第29号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)